



RIETI Discussion Paper Series 05-J-005

「法それ自体」案件における WTO 紛争解決履行制度の機能 — 米国の事例を中心として —

川瀬 剛志
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

「法それ自体」案件におけるWTO紛争解決履行制度の機能 —米国の事例を中心として—

川瀬 剛志*

要 旨

WTO紛争解決手続はその実効性から高い評価を得ているが、昨今紛争解決機関による協定違反措置の是正勧告の不履行または履行遅滞が顕著になりつつある。このような問題は、特に米国による「法それ自体」案件、つまり国内法令そのものがWTO協定違反を構成する事案に多く見られる。これらの事案は我が国が米国に勝訴した案件を多く含み、履行問題は危急の通商政策課題である。利益誘導型・委員会縦割りの米国議会政治を前提とすれば、紛争解決了解の履行確保手続が、議会に迅速なDSB勧告履行のための誘引を与える構造であることが望ましい。

しかしながら、現行DSUと「法それ自体」案件におけるその運用は、必ずしもこの目的に資さない。第一に、履行期間を決定する際、履行方法の選択に被申立国の大幅な裁量が認められ、妥当な履行を前提にできるかぎり短いRPTが設定されることが保証されない。第二に、金銭賠償の導入は国民に広く薄い財政負担を強いる一方、違反措置の継続により特定利益団体への便宜を図れることから、DSB勧告履行の圧力の回避につながる。第三に譲許停止（対抗措置）は、現行の慣行では萎縮効果等を排した実損ベースで無効化・侵害の水準を算定することから、適用事例の少ないWTO協定違反法令については、これを撤廃させるのに十分な額の譲許停止を認められない。

これらの問題点への対応は、部分的には現行規定に運用を変更すれば対応可能であるが、特に譲許停止のあり方については協定改正が必要となる。しかしながら、ドーハ・ラウンドDSU改正交渉に提出された諸提案においても、十分な対応は行われていない。

* 経済産業研究所ファカルティフェロー・大阪大学大学院法学研究科助教授／〒560-0043 豊中市待兼山町1-6 大阪大学大学院法学研究科／e-mail: kawase-tsuyoshi@rieti.go.jp

1. はじめに

発足から満 10 年を迎えた WTO であるが、昨今のドーハ・ラウンドの停滞はその意思決定機能の低下を指摘される一方、紛争解決了解 (Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes—DSU) による準司法的手続の成果には、刮目すべきものがある。その実績については既に包括的な評価が世に問われており¹、詳しくここでは言及しないが、300 件を越す案件が付託され、うち 80 件を超える案件で法的判断が示され、その多くにおいては、パネル・上級委員会の判断に基づく紛争解決機関 (Dispute Settlement Body—DSB) の勧告は遵守されている。更に法的判断に至らなくとも、協議によって双方が満足の行く結果に至る案件も相当数に上る²。

しかしながらその一方で、非貿易的関心事項に関する判断の自制、アミカスブリーフ問題に代表されるように市民社会の手続参加、過度の司法化による途上国の不利益など、現行手続に対する問題の指摘は少なくない。特に米議会では、相次ぐ輸入救済法関係事案の敗訴を受け、パネル・上級委員会による「法創造」(“judicial lawmaking”)、あるいは審査基準 (standard of review) の誤用による不当な加盟国政府の政策判断への介入が声高に叫ばれる³。こうした紛争解決手続のいわゆる「正当性の危機」(“Legitimacy Crisis”) が囁かれる昨今、この変化を現場で敏感に感じ取った元・上級委員会委員エラーマンは、かつては「王冠の宝石」(“jewel in the crown”) であった DSU も、もはやその「蜜月は終わった」(“Honeymoon is over.”) と評した⁴。

履行問題もまた、こうした現行 DSU の顕著な問題点のひとつである。EC・バナナ輸入制度事件 (DS27)、EC・ホルモン牛肉規制事件 (DS26, DS48)、そして航空機補助金をめぐり一連の加・伯紛争 (DS46, DS70, DS222) などに代表されるように、WTO 発足後の 10 年間に DSB 勧告の履行に極度の困難を来す案件が散見された。とりわけ、最近 5 年ほど我が国は対米案件につきこの種の困難に遭遇しており、米国・日本製熱延鋼板 AD 事件 (DS184)、米国・1916 年 AD 法事件 (DS136, DS162)、米国・バード法事件 (DS217, DS234) などにおいて、勝訴しても米国の履行が遅々として進まない。厳密な時間的枠組みの設定と手続の自動的進行を謳い、また不遵守の場合はいわゆる対抗措置 (譲許停止) により司法判断の実効性を担保したはずの DSU であったが、履行問題の発生は DSU の信頼性を低下させる結果となっている。

¹ WTO 紛争解決手続の 10 年の慣行と功績を振り返る包括的な業績として、Ortino and Petersmann eds. [2004] を参照。

² Update of WTO Dispute Settlement Cases, WT/DS/OV/22, p.2 (Oct. 16, 2004). 以下、WTO における個別紛争の進展に関する記述については、特段の注記がないかぎり、同文書に依拠した。

³ このような批判につき、例えば Steinberg [2004]、Tarullo [2003] を参照。

⁴ Ehlermann [2002] pp. 302-304.

履行が遅る原因は多様であり、その包括的な検討は小稿になじまないため、別の機会に譲るが⁵、履行遅滞案件の顕著な特色のひとつとして、いわゆる「法それ自体」(“law as such”)のWTO協定違反に関する事案が多く、議会等の政治的合議体における国内法の改廃に困難を来たしていることが指摘できる。この傾向がもっとも顕著に見られるのは米国であり、次章に述べるように「法それ自体」案件のDSB勧告の履行に必要な法改正が難航している。

米議会のDSB勧告不履行は、部分的には前述のようにWTO法規範、あるいはパネル・上級委員会の準司法判断に対する正当性の認識が低下していることに求められる。法規範の遵守は、必ずしもこれを強制によって担保するオースティン的な権威主義によってのみ説明できるものではなく、少なからぬ場合は利害を超えた自発的なものであり、法規範への正当性の認識がこれを裏付ける⁶。その意味では、履行はあくまでDSU上の履行制度だけでなく、WTO協定それ自体およびパネル・上級委員会の適正手続、判断・法解釈の妥当性にも依存する。

しかしながら、かかる問題の存在を認識しつつも⁷、特に米国案件について以下に見るように、これだけ多くの「法それ自体」案件の不履行が存在する事実は、DSUの履行制度が、かかる特定種類の案件に固有の事情に対応できない可能性を示唆する。本稿ではこの部分に問題関心を絞り、米国の案件を例としながら、現行DSUに規定されるDSB勧告後の履行プロセスの「法それ自体」案件への対処を検証する。

2. 「法それ自体」の違反

最初に本稿の対象とすべき「法それ自体」の違反を定義し、よって取り扱うべき事案の範囲を確定したい。

伝統的にガット1947以来、パネル・上級委員会は、法令がガット・WTO協定違反行為を行政に強制⁸する場合、その法令そのものが協定違反を構成すると認定する。これが「適用された法」(“law as applied”)、すなわち法の個別適用によるWTO協定違反に対置される「法それ自体」の協定違反である⁹。この議論に関する先例は米国・EC製鉄鋼製品CVD事件パネル報告書によく整理されているが、同パネルはWTO違反措置を取らないことについて「実効的な裁量」(“an effective discretion”)が行政

⁵ 本稿を含む履行問題の包括的な検討については、近刊の川瀬・荒木(編)[2005]において行う。

⁶ この点の論証について、Franck [1988]を参照。

⁷ この点については川瀬・荒木 [2005]所収の拙稿で再論する。

⁸ 強制・裁量の法理につき定義に立ち入らないが、Naiki [2004]を参照。

⁹ 「適用された法」の違反とは、法令の個別的な適用による措置がWTO協定違反を構成することを指す。例えばダンピング防止税を例にとると、個別の課税命令およびそれに付随する調査がダンピング防止協定に違反する場合は「適用された法」の違反であり、その根拠となる国内ダンピング防止税法・規則が協定違反となる場合は、「法それ自体」の違反である。

府に与えられていない法令は、それ自体でWTO協定に違反すると判示する¹⁰。米国・1916年AD法事件上級委員会がガット1947末期の先例を参照しつつ強調するように、行政府の裁量が「法それ自体」の違反の有無に決定的要因となる¹¹。

しかし、法（law）が一般に適用可能性のある規範の文書化とすれば、形式として議会の議を経た法律（act、statute、あるいはlegislation）でも、また行政規則（regulation）でもあり得る¹²。本来行政規則は行政府自らが改廃できることもあるが、米国・日本製鋼板ADサンセット事件上級委員会報告書は、一般性のある行政的手段（administrative instrument）が協定違反を行政府に強制する場合も、そのような規則それ自体が協定違反を構成する可能性を認めた¹³。

むろん、これらも履行の難易は関連する市場・産業の事情、措置の背景となる政策課題など様々な要因に左右される場合がある。したがって、本稿では可能なかぎりこうした関連する要因を排し、問題の措置の法形式ゆえに要求される実施の政治過程とWTOの紛争処理メカニズムの相互作用に着目し、1.に掲げた問題意識に答えることを心がけたい。

3. 米国における「法それ自体」案件のDSB勧告履行

2. における定義を前提とすれば、「法それ自体」案件の履行は行政府の裁量で実施できるものだけでなく、議会による法令の改廃が履行の前提となる案件も含まれる。その意味では一般に「適用された法」案件よりも、履行は複雑な政治過程を経ることになり、先験的に困難であると予測される。このことは米国が被申立国となった以下の事案に典型的に現れており、いずれにおいても議会が立法による違反措置の是正を怠った結果著しく履行が滞っている。

3.1 米国・外国販売会社（FSC）税制事件（DS108）

00年11月1日延長された履行のための「妥当な期間」（“a reasonable period of time”-RPT）満了。同15日米議会はFSC廃止法および域外所得控除（ETI）法¹⁴を可決したが、ECはこれに満足せず履行確認パネルに付託した。その後上級委員会手続を経て、02年1月29日、ETI法のガット、補助金協定等違反がDSBにおいて

¹⁰ 米国・EC製鉄鋼製品CVD事件パネル報告書（WT/DS212/R） paras. 7.122-7.123。

¹¹ 米国・1916年AD法事件上級委員会報告書（WT/DS136/AB/R, WT/162/AB/R） paras. 88-89。

¹² 広くは「法」（law）の定義はその形式を限定しない。*Shorter Oxford English Dictionary 5th ed. Vol. I.* p.1552 (2003) (“A rule of conduct imposed by secular authority.” “Any of the body of individual rules in force in a State or community.”)

¹³ 米国・日本製鋼板ADサンセット事件上級委員会報告書（WT/DS244/AB/R） paras. 82-84。

¹⁴ Pub. L. No. 106-519, 114 Stat. 2423 (2000)。

確定した。

一時中断を経て再開された譲許停止仲裁の結果、03年5月7日、DSBは40億ドルもの譲許停止を承認した。ECは04年3月より段階的に特定米国産品について関税率を引き上げる理事会規則¹⁵を実施した。ブッシュ大統領は大統領選直前の04年10月22日ETI法廃止法案に署名したが¹⁶、これが法令廃止に移行期間を設け、また一部適用除外を定めたことから、05年初頭にECは本件2度目の履行確認パネルの設置を要請した¹⁷。この間、ECは譲許停止を一時中断し、履行確認手続における判断の結果いかに再開する¹⁸。

3.2 米国・1916年AD法事件 (DS136, DS162)

同法は略奪目的のダンピング輸出に対して懲罰的損害賠償および刑事罰を科する規定であり¹⁹、長く適用されることはなかった。しかしながら90年代後半に米製鉄業者が欧州・日本製鉄鋼の輸入業者を同法の下で訴えたこと²⁰を契機に、3ヶ国間で紛争化した。

01年12月末の延長RPT満了後も法の改廃が一切行われなことから、日・EC両国は明けて直ちにDSU第22条に基づく譲許停止として、同一法令の導入（ミラーアクト）を申請、対して米国は本件を譲許仲裁に付託した。当事国の合意により、02年2月27日に手続が中断され、その後ECのみ03年9月19日仲裁再開を申請、04年2月24日、1916年AD法の適用実績に応じた可変的な譲許停止額を認めた画期的な裁定²¹が示された。

この間、議会では2001～03年にわたり、毎年1916年法AD廃止法案が提出されている。これにはトーマス（下院・歳入）、センセンブレナー（下院・司法）、グラッセリー（上院・財政）、およびハッチ（上院・司法）の両院関係委員長が行政府の要請に応じて提出した法案が含まれるが²²、殆どは委員会段階で審理が停止した²³。他方で同法の

¹⁵ Council Regulation 2193/2003, 2003 O.J. (L 328) 3.

¹⁶ Pub. L. No. 108-357, title I, 118 Stat. 1418, 1423 (2004).

¹⁷ United States - Tax Treatment for "Foreign Sales Corporations" : Second Recourse to Article 21.5 of the DSU by the European Communities: Request for the Establishment of a Panel, WT/DS108/29 (Jan. 14, 2005).

¹⁸ Council Regulation 171/2005, 2005 O.J. (L 28) 31.

¹⁹ 15 U.S.C. § 72 (repealed). 以下合衆国法典 (U.S.C.) の出典は、すべて米印刷局データベース U.S. Code Online via GPO Access (<http://www.gpoaccess.gov/uscode/index.html>) による。

²⁰ Wheeling-Pittsburgh Steel Corp. v. Mitsui & Co., 221 F.3d 924 (6th Cir. 2000); Geneva Steel v. Ranger Steel, 980 F. Supp. 1209 (D. Utah 1997). 両事件および同法の歴史について、DiSalvo [2004] pp. 795-809 を参照。

²¹ この点につき、後掲注 113～115 および本文対応部分参照。

²² H.R. 1073, 108th Cong. (2003); S. 1155, 108th Cong. (2003); S. 1080, 108th Cong. (2003);

適用は依然続き、03年12月にアイオワ連邦地裁が東京機械に3160万ドルの懲罰的三倍賠償を科した²⁴。対してE C、日本は、ミラーアクトに代わってそれぞれ対抗立法(1916年AD法による米国判決の承認・執行の拒否、当該判決に伴う損害の回復等)を制定し²⁵、1916年AD法の無力化を図った。

04年に入り、引き続き行政府は議会に履行を働きかけ²⁶、果たして10月、上記のトーマス下院歳入委員長のイニシアチブにより、2002年各種関税法案に廃止立法が盛り込まれることとなった。同法は当初法案に含まれていなかったが、両院協議会において、モーリシャスに対する繊維製品特惠の供与との引き替えに、反対派の支持を得ることができた²⁷。しかしながら、廃止立法には争点となっていた遡及効はなく、係争中の案件には適用されない²⁸。よって、先の東京機械事件はもとより、同法廃止直前に日系企業に対して行われた「駆け込み」提訴²⁹については、被告敗訴の場合、依然として損害賠償が科される。

3.3 米国・著作権法110条事件(DS160)

同法は、小規模飲食店、小売店等の店頭における来客向けテレビ・ラジオ放送の一部につき著作権の免除(home style exemption)を規定し³⁰、90年代半ばから後半における小規模飲食店・小売店の業界団体による執拗なロビーイングの結果成立した。既に立法過程でも、行政府、業界団体、あるいはE CからT R I P s協定への不整合が指摘され、議会による協定違反はいわば確信犯であった³¹。更に問題の法令を所管する下院司

H. R. 3557, 107th Cong. (2001). このほか関連法案として H. R. 4902, 107th Cong. (2002)、S. 2224, 107th Cong. (2001) を含めた 6 本がこの間に提出された。"Trade Scene: What's Ahead in Congress." *Journal of Commerce Online*, Sept. 19, 2003.

²³ 以後米国法案の審理状況については、すべて2005年2月15日現在の米議会図書館データベース Thomas (<http://thomas.loc.gov/>) の情報に依る。

²⁴ *Goss International Co. v. Tokyo Kikai Seisakusho, Ltd.*, 294 F. Supp. 2d 1027 (N.D. IOWA, 2003).

²⁵ 日本については法律第162号(官報号外第269号、平成16年12月8日)、E Cについては Council Regulation 2238/2003, 2003 O. J. (L 333) 1 を参照。

²⁶ "Zoellick Backs Legislative Solution to Fight over 1916 AD Act." *Inside US Trade*, July 23, 2004; "Zoellick Urges Congress to Act on WTO Rulings, Including Byrd." *Inside U.S. Trade*, Mar. 12, 2004 [以下 *Zoellick Letter*].

²⁷ Christopher S. Rugaber, "Tariff Bill Delayed in Senate after Several Provisions Added in Conference." *International Trade Reporter (BNA)*, Oct. 14, 2004.

²⁸ Pub. L. No. 108-429, § 2006, 118 Stat. 2434, 2597 (2004); "Japan Insists 1916 Repeal Must End Pending Cases, Quiet on Retaliation." *Inside U.S. Trade*, Oct. 22, 2004.

²⁹ "Yamaha, Honda, Suzuki among Japanese Firms Sued under 1916 Act." *Inside U.S. Trade*, Dec. 10, 2004.

³⁰ 17 U. S. C. § 110(5).

³¹ 立法過程の概要については、European Commission [1998] pp. 21-24、McCluggage [2000] pp. 4-18 を参照。この過程でE C委員会は同法のW T O協定違反を認定し、適切な措置を取る旨

法委員長が同法の提案者の一人であるセンセンブレナー議員であったことから、法の改廃は困難であった³²。

このような事情から、米政府はWTO紛争において初めて真摯に代償の提供を模索し、両国は01年7月には同月下旬までの当初RPTを同年末まで延長すると、DSU第25条仲裁によって無効化・侵害の水準を決定することに合意した。同年11月に仲裁裁定によって無効化・侵害の水準がおよそ年122万ユーロ（110万ドル）と決定されると³³、延長RPT満了直前の12月18日、一時的な補償として、米国が向こう3年分の約330万ドルを金銭で支払うことが閣僚級で合意された³⁴。翌年1月、ECはDSU第22条に基づき譲許停止を申請、米国は本件を改めて譲許停止仲裁に付託すると、同年2月26日、双方の合意により仲裁手続は中断した³⁵。

その後ようやく03年4月に、米議会は01年12月21日に遡って3年分の支払いを承認し³⁶、DSBに相互に満足の行く解決に達したことを通報した。同年9月に実際に支払いがなされたが、ECは代償が効力を失する04年末までに問題の法令の改廃が進むことを期待し、進展がない場合は更に本件が紛争化する可能性を示唆した³⁷。以後、現在まで進展はない。

3.4 米国・1998年歳出法211条事件（DS176）

04年12月31日再々延長RPT満了。同法はキューバ・カストロ政権の社会主義革命による収用に関連する商標権について、米国内での保護を制限した³⁸。立法当時、仏ペルノー社系米国企業と在バミューダ米国系企業バカーディ社は高級ラム酒ブランド「ハバナクラブ」の米国内での商標登録をめぐり連邦裁判所において係争中であり、同法はフロリダ選出のマック上院議員（共和党）が地元を構えるバカーディ社の

を決定した。Commission Decision of 11 December 1998, 1998 O.J. (L 346) 60.

³² “‘Fairness in Music Act’ Costs European Publishers and Songwriters \$1.1 Million a Year in U.S. Public Performance Royalties, WTO Arbitrators Determine.” *Entertainment Law Reporter*, Nov. 2001.

³³ 米国・著作権法110条事件DSU第25条仲裁裁定（WT/DS160/ARB25/1）para. 5.1。なお、本件履行段階の経緯については、O’Connor [2004] pp. 257-260も参照。

³⁴ “Zoellick, Lamy Agree to Settle Copyright Dispute, 1916 Act Remains.” *Inside U.S. Trade*, Dec. 21, 2001.

³⁵ ECの譲許停止申請は、米議会在支払いを承認しなかった場合の権利保全のために実施され、米国の仲裁付託は、譲許停止額よりもむしろECの停止の方式（後掲注108および本文対応部分参照）が米の無効化・侵害と同等の譲許停止を保証しないことを問題としていた。Phil Hardy, “EU Seeks Sign of Change in US Copyright Law by March 1 in WTO Royalty Dispute.” *Music & Copyright*, Jan. 30, 2002.

³⁶ Pub. L. No. 108-11, ch. 2, 117 Stat. 559, 590 (2003).

³⁷ Phil Hardy, “GESAC to Administer the \$3.3m Paid to the EC for US Infringement of the Right of EU Copyright Holders.” *Music & Copyright*, Sept. 17, 2003.

³⁸ Pub. L. No. 105-277, § 211, 112 Stat. 2681, 2681-88 (1998).

便宜を図って立法した³⁹。ブッシュ大統領自身も反カストロ政権の方針によって支持を勝ち得たことから、政権および共和党の一部は、上級委員会によってMFN・内国民待遇違反を認定された同胞の一部の改正によって商標登録の拒絶自体は維持する意向を示した⁴⁰。しかしながら、バカーディ社と共和党の政治献金授受が批判を受け、かかる立法は頓挫した⁴¹。

他方、こうした修正は、全世界の収用資産に関連する商標について、しかも米国民に対してもその保護の否認を拡大することになる⁴²。また、修正後も依然として残る商標権保護の制限が「商標および商業の保護に関する米州条約」⁴³に違反していることから、キューバは 211 条を全廃しない場合に米企業の同国内の商標登録を無効とする対抗措置を示唆した⁴⁴。

このため、キューバ登録の商標権に利害を有する有力企業団体・政策団体は 211 条の完全撤廃を訴え⁴⁵、03 年上半期には数本の対キューバ禁輸措置撤廃法案において 211 条廃止が提案された⁴⁶。また、04 年は上下院で米国・キューバ商標保護法案⁴⁷が提出され、ここでも 211 条の廃止が提案された。

結局いずれも審議未了廃案のまま第 108 会期が終了したことから、04 年末に更に一年 RPT を延長することで当事国は合意した⁴⁸。他方、ペルノー社系企業の米国内商標

³⁹ 米国内における両社紛争の概要と同法の政治的背景については以下を参照。Dinan [2003] pp. 341-350; Kaldes [2001] pp. 263-272; “A Special-Interest Cocktail.” *Washington Times*, Jan. 20, 2002; “Repeal Section 211.” *Washington Times*, Apr. 2, 2002.

⁴⁰ Dan Christensen, “Supreme Court.” *Broward Daily Business Review*, Oct. 1, 2003; Daniel Pruzin, “WTO Decision on Havana Club Trademark Presents U.S. with Implementing Dilemma.” *International Trade Reporter (BNA)*, Jan. 24, 2002.

⁴¹ John Bresnahan, “Rum Punched: DeLay Provision Gone.” Roll Call, Nov. 10, 2003; Julia Malone, “Delay’s Attempt to Help Rum Maker Draws Criticism Watchdog Groups Protest Congressman’s Efforts to Help Bacardi Fend Off Cuban Rivals.” *Austin American-Statesman*, Oct. 19, 2003. その後も同様の法案が共和党議員によって提出された。H. R. 4225, 108th Cong. (2003); S. 2373, 108th Cong. (2003); “Texan’s Bill Would Help Bacardi in Cuba Fight.” *Austin American-Statesman*, Apr. 29, 2004.

⁴² *A Special-Interest Cocktail* 前掲注 39、Pruzin 前掲注 40。

⁴³ General Inter-American Convention for Trade Mark and Commercial Protection, Feb. 20, 1929, art. 2, T. S. No. 833, at 5.

⁴⁴ Adams [2002] p. 239; “Bill Seeks to Resolve Trademarks Dispute in Anticipation of Lifting of Trade Embargo.” *International Trade Reporter (BNA)*, June 26, 2003; Christensen 前掲注 40; “Cuba Pushes for Section 211 Repeal, USTR Remains Neutral on Approach.” *Inside U.S. Trade*, July 16, 2004.

⁴⁵ “CCAAG Endorses Legislation to Repeal Special Interest Trade Provision.” *PR Newswire*, June 17, 2003; Christensen 前掲注 41; “The Business Community and Congress Agree Trademark Protection ‘A Must’ for U.S. Interest in Cuba.” *PR Newswire*, Oct. 28, 2003.

⁴⁶ H. R. 188, 108th Cong. (2003); S. 403, 108th Cong. (2003); H. R. 1698, 108th Cong. (2003).

⁴⁷ H. R. 2494, 108th Cong. (2003); S. 2002, 108th Cong. (2003).

⁴⁸ United States - Section 211 Omnibus Appropriations Act of 1998: Modification of the Agreement under Article 21.3(b) of the DSU, WT/DS176/15 (Dec. 21, 2004).

登録の有効性が米国特許商標庁の審判によって認められたことから⁴⁹、ECも本件の解決を急ぐ必要はなくなった。

3.5 米国・日本製熱延鋼板AD事件 (DS184)

02年11月23日RPT満了、03年12月末延長RPT満了、04年7月末再延長RPT満了。その後05年7月末まで更に一年再々延長されている。

本件は著しい衰退傾向にある米鉄鋼産業の政治的圧力、そして後に述べるような上級委員のダンピング防止協定の解釈に対する批判により履行が難航した典型例である⁵⁰。米国はRPT再延長合意直後の02年11月28日のDSB会合において、商務省のダンピングマージン計算に関するダンピング防止協定第2.1条および第6.8条違反について、再計算の結果による当初より圧縮された税率の適用、および商務省の企業間取引テスト (arm's length test) の改正⁵¹を報告した。しかしながら他方で、ITCによる損害認定、特に因果関係の立証に関する違反については、対応していない。現行の関連米国法のもとでは、再度分析を行っても不帰責規則 (non-attribution rule、ダンピング防止協定第3.5条) に適合した因果関係分析ができない可能性があり、実質的に法改正が必要 (すなわち事実上「法それ自体」案件) となるおそれがあることから、ブッシュ政権はこの点の勧告実施に消極的であった⁵²。

また、米国1930年関税法735条(c)(5)(A)⁵³は、いわゆる「その他に対する税率」 (“all-other rate”) の計算において、「利用可能な事実」 (“facts available”) により確定したダンピングマージンの算入を定めており、ダンピング防止協定第9.4条に違反する。03年4月、エバンス商務長官、ゼーリックUSSTR代表が上下院の関係委員会委員長に対してこの法改正を求める書簡を宛てたが、ダンピング防止法の弱体化に危惧する意見が根強く、事態に進展はない⁵⁴。ゼーリックは翌年3月にも同様の書簡を議会に宛てたが、これも功を奏していない⁵⁵。

⁴⁹ *Galleon S.A. and Bacardi & Co. v. Havana Club Holding*, 2004 TTAB LEXIS 38 (2004).

⁵⁰ Stirk [2002] pp.709-713.

⁵¹ Notice of Determination under Section 129 of the Uruguay Round Agreements Act: Antidumping Measures on Certain Hot-Rolled Flat-Rolled Carbon-Quality Steel Products from Japan, 67 Fed. Reg. 71936 (Dec. 3, 2002); Antidumping Proceedings: Affiliated Party Sales in the Ordinary Course of Trade, 67 Fed. Reg. 69186 (Nov. 15, 2002).

⁵² “U.S. Response Leaves WTO Ruling on Hot-Rolled Injury Claims Untouched.” *Inside U.S. Trade*, Nov. 15, 2002.

⁵³ 19 U.S.C. § 1673(c)(5)(A).

⁵⁴ “Trade Law Group Fights Changes to U.S. Antidumping Methodology.” *Inside U.S. Trade*, June 6, 2003; “Zoellick, Evans Seek Antidumping Law Change on Hot-Rolled Steel.” *Inside U.S. Trade*, April 18, 2003.

⁵⁵ *Zoellick Letter* 前掲注26。

3.6 米国・バード法事件 (DS217, DS234)

03年1月27日、DSBにより、米国1974年通商法第735条（いわゆるバード修正条項）⁵⁶を協定違反とするパネル・上級委員会報告が採択された。行政府は直後から勧告遵守を表明し、更にブッシュ政権は直後の03年2月、04年度予算教書において同法の廃止を議会に要求した⁵⁷。議会内でも、グラスリー上院財政委員長はバード法廃止を容認したが、予算教書の直後、提案者のバード上院議員ほか約70人の超党派有志議員からDSB勧告遵守反対の書簡が大統領に発出され⁵⁸、法令の改廃は不可能と目された⁵⁹。

03年6月、バード法の廃止および代替的な産業調整プログラムについて、スノウ上院議員ほか共和党有志が法案を提出するも⁶⁰、財政委員会に送付され審議は停止した⁶¹。むしろ、上院予算委員会は、9月に発出した04年予算法案に付帯する報告書において、バード法による税収分配が協定上の権利であることを確認する方向で交渉を進める旨をUSTRに命じた⁶²。

そのまま同年12月27日RPT満了、これに伴い共同申立国のうち日本、ECほか8カ国が翌年1月15日譲許停止をDSBに申請、同23日に米国はこれを譲許停止仲裁に付託した。8月31日に仲裁報告書が配付され、米大統領選後の11月26日および12月17日のDSB会合において譲許停止の承認を受けたが、最大の譲許停止額を認められた日本は米国の説得を続け、即時発動を避ける方針を示した⁶³。

他方米国では、RPT満了後も04年2月にブッシュ政権はバード法廃止の要請を再

⁵⁶ 19 U.S.C. § 1675(c).

⁵⁷ *Budget of the United States Government (FY 2004)*, p. 240 (2003); “Statement from the Office of the United States Trade Representative in Response to the Report of the WTO Appellate Body Released Today in the Dispute Concerning the U.S. ‘Continued Dumping and Subsidy Offset Act of 2000’.” *USTR Press Release*, Jan. 16, 2003; Jeffery Sparshott, “Byrd Provision Target to for Repeal,” *The Washington Times*, Feb. 4, 2003.

⁵⁸ “Two-Thirds of Senate Defends Byrd Law, Casting Doubt on Repeal.” *Inside U.S. Trade*, Feb. 7, 2003.

⁵⁹ “Grassley Sees Byrd Repeal as Tougher than Passing FSC Fix in Congress.” *Inside U.S. Trade*, Jan. 31, 2003; “No Momentum Seen for Changes to Byrd Law in Congress.” *Inside U.S. Trade*, Feb. 14, 2003.

⁶⁰ S. 1299, 108th Cong. (2003).

⁶¹ “Bingaman Drops Sponsorship of TAA Bill Repealing Byrd.” *Inside U.S. Trade*, May 9, 2003; “Snowe Introduces Byrd Repeal-TAA Bill with Little Backing.” *Inside U.S. Trade*, June 27, 2003.

⁶² S. Rep. No. 108-144, pp. 69-70 (2004); “Senators Urge U.S. to Defend Byrd Amendment in WTO.” *Inside U.S. Trade*, Sept. 19, 2003.

⁶³ 「日欧などの対米報復関税－WTO、リスト承認」東京新聞平成16年11月27日朝刊; “WTO Members Get Authorization to Retaliate against U.S. Byrd Law,” *Inside U.S. Trade*, Dec. 3, 2004.

び05年度予算教書に盛り込み⁶⁴、翌月には04年版通商政策課題に本件履行を特記した⁶⁵。前後して米議会予算局もバード法が米国経済に与える損失につき報告書を提出した⁶⁶。しかしながら、バード議員は再び有志を募り予算教書の直前1月に上院にバード法維持を訴え、また機会のあるごとに行政の対応を牽制した⁶⁷。また、3月にはラムスタッド下院議員が廃止法案を提出したが、スノウ法案同様に審理は進展せず、廃案となった⁶⁸。なお、ブッシュ政権は再度06年度の予算教書にもバード法の廃止を盛り込んでいる⁶⁹。

4. 通商政策における米国議会の権限と「法それ自体」案件の履行

前節のような困難の一方で、いくつかの「法それ自体」事案はRPT内で終了している。例えば同じ米国の案件でも、米国・ガソリン精製基準事件（DS2）ではRPT内に問題のガソリン精製基準の改定が行われ、米国・エビ輸入禁止事件（DS58）においては履行確認パネルにおいて米国は履行を終えたことを確認した。これらはいずれも行政規則であり、行政の発意で規則改正を行い、DSB勧告が履行されたケースであった。対して履行が滞っているのは、3. で見たように、いずれも議会の議を経て実施される「法それ自体」案件である。特にこの対照は米国・日本製熱延鋼板AD事件に顕著に表れており、先に見たとおり法律改正を要する「法それ自体」違反の是正が滞る一方、「適用された法」に関する違反と行政規則に関する「法それ自体」違反は比較的早期に是正されている。

米合衆国憲法第2条によれば、外交権、条約締結権、および行政権は大統領に属し、とりわけこの文脈において、行政権の一部としての法の誠実な実行⁷⁰は、条約実施法の執行はもちろんのこと、議会が実施法を制定していない「国の最高法規」（“the Supreme Law of the Land”）たる条約についても及ぶとされ⁷¹、国際合意の遵守は大統領には憲法上義務化されている。やや単純化された図式だが、大統領のかかる憲法上の権能の発露として、米国政府は経済外交において、一般的に国際協調的にして自由貿易推進的

⁶⁴ *Budget of the United States Government (FY 2005)*, p. 847 (2004).

⁶⁵ USTR [2004] ch. I, p. 7.

⁶⁶ USCBO [2004].

⁶⁷ Rossella Brevetti, “Byrd Amendment: Administration again Proposes Repeal of Byrd Amendment in Budget Proposal.” *WTO Reporter (BNA)*, Feb. 3, 2004; “Byrd, Levin Rip CBO Report Claiming Problems with Byrd Law.” *Inside U.S. Trade*, Mar. 26, 2004; “Sen. Byrd Continues Push for American Steel Industry, Wins Key Congressional Support.” *State News Service*, Jan. 22, 2004.

⁶⁸ H.R. 3933, 108th Cong. (2004).

⁶⁹ *Budget of the United States Government (FY 2006)*, p. 871 (2005).

⁷⁰ U.S. CONST. art. II, §3 (“…he shall take Care that the Laws be faithfully executed…”)

⁷¹ Henkin [1996] pp. 50-51. なお条文邦訳は松井 [2004] p. 336 を参照。

な立場を指向する傾向にある⁷²。少なくとも、3.に見た各事件の履行において、米国・1998年歳出法211条事件は例外としても、行政府は一貫して各事件の履行を議会に促す役割を果たした。

転じて議会に目を向けると、一般に議員個々は選挙を意識し、短期的に獲得する政治的支持を極大化することが合理的となる。このとき、通商政策の趨勢によって利害の集中が起こる圧力団体が議会へロビー活動を行い、政治的支持（献金、集票）によって自己に有利な政策選択を促す。他方、この結果として保護主義的政策のコストが広く国民に拡散する場合、個人個人の負担するコストは小さく、その除去のために議会に圧力行動を起こすインセンティブは小さい。このロビー活動の非対称性のため、実現される通商政策はいきおい保護主義的勢力の選好を反映する⁷³。この点は米国も例外ではなく、議員個々は自身の選挙区および支持母体の局所的利害に配慮して政治行動を取り、とりわけ日本のように政党の党議拘束が強くないことから、この傾向が顕著であることが指摘される⁷⁴。圧力団体および選挙区の影響は、行政府の説得に比して議員の意思決定に強く作用する⁷⁵。

また、米国議会の立法手続は複雑にして、法案通過が困難であることで知られる⁷⁶。通常法案は常設委員会を通過してから本会議に上程されるが、その相当部分はこの委員会段階で審議されずに「店ざらし」に遭い、審議未了・廃案となる。また、常設委員会それ自体がそれぞれの所管分野に関心のある議員を中心に構成されることから、議院全体の意向とは別に、委員会の判断は関係する圧力団体の意向を強く反映する傾向にある。更に、法案の逐条審査・修正（mark-up）が行われるのもこの段階であるが、法案の作成段階から関与している委員会スタッフが圧力団体などと連絡を取りながら修正を行い、彼らも圧力団体の影響を受けやすい傾向にある⁷⁷。

このことは先に見た各事案にも該当する。DSB勧告履行法案の多くは、委員会段階で審議が停止している。特に法案審議の優先順位決定には委員長が絶対的な権限を有しているため、先の米国・著作権法110条事件における下院司法委員会のセンセンブレナー委員長のように、協定違反立法の提案者・支持者がその職にある場合は法の改廃は著しく困難になる。また、米国・バード法事件のように委員会の有力メンバーが求心力となって協定違反法令の支持勢力を動員する場合も、履行は困難になる。逆に米国・1916年AD法事件では、同法が古く既に提案者が議会におらず、また殆ど援用されなかった

⁷² Destler [1995] ch. 5.

⁷³ このような公共選択的モデルにつき、例えばDestler [1995] pp. 4-5、McGinnis and Movsesian [2000] pp. 521-525を参照。

⁷⁴ 吉野 [1992] p. 120; Garcia Molyneux [2001] p. 44.

⁷⁵ 廣瀬 [2004] p. 64.

⁷⁶ 例えば第106国会期（1999-2000）においては、提出された法案は5815本、うち法律として成立したのは一割弱の580本だった。廣瀬 [2004] p. 54.

⁷⁷ 以上、常設委員会につき、草野 [1992] pp. 61-63、廣瀬 [2004] p. 75-79、およびGarcia Molyneux [2001] p. 44-45を参照。

ことから、議会における積極的な撤廃反対勢力の存在は認められない。逆に、同法廃止立法は、障害となっていたこの委員会審議を巧みに回避し、成立に至った。

通商問題をめぐる米国の政治システムの詳細については多数の優れた先行業績に譲るが、以上のごく初歩的な考察からも、かかる利得構造と制度のもとではDSB勧告遵守のための迅速かつ確実な法改正が期待できないことは明白である。しかるに、米国ウルグアイ・ラウンド協定実施法はWTO協定には国内効力を認めず、同法に明示されなにかぎり、これと矛盾する他の国内法を改正するものと解釈することを禁じる⁷⁸。したがって、現状では米国における「法それ自体」案件の実施は、議会による通常の法改正によるほかはない⁷⁹。

5. 「法それ自体」案件の履行から見たDSU履行制度

以上のように、特に米国の場合は「法それ自体」案件には絶対的に議会のイニシアチブが重要であるとすれば、履行手続は立法過程における利得構造を変え、議会に迅速な勧告遵守を促す仕組みを提供することが望ましい。以下に、かかる観点から、「法それ自体」案件の性質に鑑みて、現行のDSUおよびその解釈・運用はDSB勧告の履行を促すものであるかどうかを検討する。

5.1 勧告履行の「妥当な期間 (RPT)」

DSB勧告の後、当事国は履行のためのRPTについて協議するが、合意に至らない場合、DSU第21条3に基づき仲裁によってこれを決する。この期間は最長15ヶ月を基本としている。ホーリックは現行DSUではDSBでの報告書採択以後の履行期間がRPTを含めて相当長期にわたり、対価なしに不遵守状態が継続できる現状を批判するが⁸⁰、かかる視点からは、RPTは出来るかぎり短いことが望ましい。

過去のRPT仲裁を見ると、裁定の出た17件全てが「法それ自体」案件であり、法律の協定整合性を確保することが求められる案件のうち14件を占める。被申立国政府としては、立法府の行動につきコミットできない、立法府の手前、容易に短いRPTに合意できない等の理由から、いきおい仲裁に付託せざる得ない状況が生まれやすい。このため、過去のRPT仲裁は自ずと「法それ自体」案件の履行に固有なRPT決定の要因について、詳細な議論を展開する。

⁷⁸ 19 U.S.C. § 3512(a), (c); *Message from the President of the United States, Transmitting The Uruguay Round Trade Agreements, Texts of agreements, Implementing bill, Statement of Administrative action, and Required Supporting Statements*, Vol. 1, H.R. DOC. No. 103-316, pp. 670-671 (1994).

⁷⁹ Leebron [1997] pp. 213-214, 221.

⁸⁰ Horlick [2002] pp. 637-640.

先例はまず、法律の改廃を伴う立法的履行は、一般に行政措置による履行よりも長期にわたることを明示的に認めている⁸¹。しかし他方、ある特定の立法手続を踏むことが法定されない場合、手続の柔軟性を十分に発揮し、出来るかぎり迅速にD S B勧告遵守のための立法作業を行うことが期待され、先例は特に米国の立法過程についてかかる柔軟性を認めている⁸²。また、議会の実勢（議席配分、法案の通過率、政権交代、議会日程等）も勘案されない⁸³。他方、慣例として従わざるを得ない手続については、必ずしも法定でなくとも勘案される⁸⁴。

また、先例は実施措置の複雑性（complexity）についてもこれを勘案するとしている一方で、案件の政治的議論（controversy/contentiousness）については無視することを明言している⁸⁵。しかしながら、チリ・農産物価格帯事件においては、仲裁人はこの原則を確認しながらも、本件固有の事情として、問題の農業価格帯制度の「長期的性質とチリ農業政策中枢との一体化に鑑みて、チリ社会において独自の役割を価格帯制度に見いだすことができる」ことを理由に、単に利害関係者の反発を越えてチリ立法府内外で論議が予想されることをR P T決定に勘案した⁸⁶。この判断はE C・一般特惠制度事件R P T仲裁において、E Cにより自らと特惠受益国との関係において援用されたが、仲裁人はチリ・農産物価格帯事件の事情はあくまでも被申立国内における論争を前提とした議論であり、対外関係において適用されないと判断した。しかしながら、逆に内政上の困難であれば、同様の事情が斟酌されることを確認する結果となった⁸⁷。

これらの要因のバランスをとりながら、仲裁人がどのように期間を決定しているかは必ずしも明確ではない。仲裁人は考慮要因の採否については議論するが、要因と両当事国から提示されたR P Tの伸縮との具体的な因果関係は明らかにしていない⁸⁸。基本的には双方の主張する期間の中間値を基準に調整を加えてR P Tを決する印象は否めないが、これを長過ぎるかあるいは利害関係者の実勢を踏まえて妥当かという評価は分かれる⁸⁹。いずれにせよ、R P Tの議論は国内政治や統治機構の機微な問題に関係し、そ

⁸¹ 例えば米国・バード法事件R P T仲裁裁定（WT/DS217/14, WT/DS234/22） para. 57、カナダ・医薬品特許事件R P T仲裁裁定（WT/DS114/13） para. 49。

⁸² 例えば米国・1916年AD法事件R P T仲裁裁定（WT/DS136/11, WT/DS162/14） para. 39。

⁸³ 例えばカナダ・医薬品特許事件R P T仲裁裁定（WT/DS114/13） para. 66、米国・著作権法110条事件R P T仲裁裁定（WT/DS160/12） para. 40、および米国・1916年AD法事件R P T仲裁裁定（WT/DS136/11, WT/DS162/14） paras. 38, 40。

⁸⁴ カナダ・特許保護期間事件R P T仲裁裁定（WT/DS170/10） para. 54、チリ・農産物価格帯事件R P T仲裁裁定（WT/DS207/13） paras. 42。

⁸⁵ 例えばカナダ・医薬品特許事件R P T仲裁裁定（WT/DS114/13） paras. 50, 60、米国・著作権法110条事件R P T仲裁裁定（WT/DS160/12） paras. 41-42。

⁸⁶ チリ・農産物価格帯事件R P T仲裁裁定（WT/DS207/13） paras. 47-48。

⁸⁷ E C・一般特惠制度事件R P T仲裁裁定（WT/DS246/14） paras. 55-56。

⁸⁸ Hughes [2004] p. 84。

⁸⁹ Reif and Florestal [1998] p. 786。ライフ／フロレストル自身は、15ヶ月を基本としたR P T設定を基本的に妥当と見ている。また、Movsesian [2003] pp. 10-11は、譲許停止の示唆によって履行圧力を生む期間として、R P Tに意義を見出している。

の中で利害関係者と立法手続に対処できる時間枠組みを設定することから、仲裁人は厳密な判断には消極的にならざるを得ない⁹⁰。

ただし、実施方法選択についての被申立国の広い裁量は、確実にRPTの長期化に作用する。基本的にこの選択権は加盟国の「専権事項」(“prerogative”)であり、履行方法の適否については仲裁の管轄外であるとされてきた⁹¹。更に、米・バード法事件パネルは同法の撤廃を履行方法として示唆したが⁹²、同RPT仲裁は、このような示唆は終局的にこの「確立した原則」(“well-established principle”)に影響しないと判断した⁹³。

簡便な個別条文の単純な撤廃には、それよりも複雑な法改正等の方法より短いRPTが設定されるべきことは、カナダ・医薬品特許事件RPT仲裁において示されている⁹⁴。しかしこの選択を被申立国が専断的に行えとなれば、米国・バード法事件のように、実際は法改正では協定整合性を確保できないことが明白でも、より長いRPTが認められやすい法改正を公式には選択することになる。迅速な履行確保の視点からは、このような主張に基づくRPTの設定は明らかに不適切である。

そもそもこの「専権事項」については、初期のEC・ホルモン牛肉規制事件RPT仲裁裁定では、あくまでも履行措置がDSB勧告およびWTO協定に整合的であるとの条件の下で、その選択は被申立国の裁量の範囲内とされた。本件ではECが危険評価のやり直しを選択し、法制化のための15ヶ月に加えて更に2年のRPTを要求したが、仲裁人はDSUおよびSPS協定に反するとして、これを退けている⁹⁵。また、アルゼンチン・牛革製品事件RPT仲裁も、不要な立法措置を理由に長期のRPTを要求した被申立国の主張を退けた⁹⁶。

RPT仲裁の立証責任は被申立国にあるが⁹⁷、あくまでもDSB勧告の「実施」に必要とされる期間としてRPTとして請求する以上、協定適合性のない実施措置を前提としては、この立証責任は果たされないと解すべきである。また、仲裁人の責務としても、RPTの決定は被申立国の提案する実施措置を検討することがまず出発点であり⁹⁸、措

⁹⁰ Waincymer [2002] p. 649.

⁹¹ 例えば、韓国・酒税事件RPT仲裁裁定 (WT/DS75/16, WT/DS84/14) para. 45.

⁹² 米国・バード法事件パネル報告書 (WT/217/R, WT/234/R) para. 8.6.

⁹³ 米国・バード法事件RPT仲裁裁定 (WT/DS217/14, WT/DS234/22) para. 52. なお、先例ではパネルがDSU第19条に基づく勧告を行っていないことから、実施措置の選択は被申立国に委ねられるとされていた。カナダ・医薬品特許事件RPT仲裁裁定 (WT/DS114/13) paras. 42. 併せてMonnier [2001] p. 835も参照。

⁹⁴ カナダ・医薬品特許事件RPT仲裁裁定 (WT/DS114/13) paras. 50, 60.

⁹⁵ EC・ホルモン牛肉規制事件RPT仲裁裁定 (WT/DS26/15, WT/DS48/13) paras. 38, 41. しかしながら、本件では仲裁人は15ヶ月に反証可能な推定 (rebuttable presumption) を置いて議論したため、代替的实施方法について論じる必要なくRPTを決めることができた。

⁹⁶ アルゼンチン・牛革製品事件RPT仲裁裁定 (WT/DS155/10) paras. 45-49.

⁹⁷ カナダ・医薬品特許事件RPT仲裁裁定 (WT/DS114/13) para. 47.

⁹⁸ 米国・1916年AD法事件RPT仲裁裁定 (WT/DS136/11, WT/DS162/14) para. 34.

置の合理性・協定適合性の判断とRPTの決定は、論理的にも実務上も不可分である⁹⁹。適切な実施措置を決定する権限が仲裁人になくすることは、措置の協定整合性を議論することとは峻別されるべきで¹⁰⁰、迅速な「法それ自体」案件の履行のためにはEC・ホルモン牛肉規制事件RPT仲裁の示した限界を積極的に適用すべきであろう。

5.2 金銭賠償による代償の提供

現行DSUの規定する譲許停止は、経済的合理性および実効性の観点から批判され¹⁰¹、昨今は代替案として金銭賠償の導入が提案される¹⁰²。その是非は本稿の射程ではないが、4. で説明したような議会の合理的選択を前提とすれば、金銭賠償がDSB勧告の履行の支障となり得る。このことは、米国・著作権法110条事件から明らかになる。本件ではDSB勧告の遵守により同法を改正することは、小規模商業施設・飲食店産業という特定ロビーの利益を局所的に害するが、金銭賠償の支出は国庫から行われるため、国民一般に広く財政負担が拡散した。したがって、議会としては小規模飲食店・小売店ロビーの意向に沿うことで政治的支持を獲得できる一方で、これに伴い失う政治的支持は限界的である¹⁰³。

このように金銭賠償は譲許停止のように特定の圧力団体の局所的な不利益をもたらさないため、被申立国内にDSB勧告履行を指向する政治的圧力を生まない¹⁰⁴。デスラーは、保護主義的圧力に対抗する輸出利益の結集・動員により自由貿易を維持すること、すなわち「輸出の政治」(“export politics”)の重要性を説く¹⁰⁵。とりわけ輸出国からの報復は、その可能性を具体的に示唆することで、報復の対象となる輸入国内輸出産業が保護主義的措置の維持・導入を防ぐ政治圧力とできる¹⁰⁶。同様にDSB勧告の遵守についても、不遵守により譲許停止を招く可能性が当該措置の対象となる国内輸出産業を動員し、遵守への国内政治圧力となる¹⁰⁷。

本件ではECはDSU第22条に基づく譲許停止として著作物輸入への特別課徴金を

⁹⁹ Pauwelyn [2004] p.59; Waincymer [2002] p.658.

¹⁰⁰ Waincymer [2002] p.658.

¹⁰¹ 例えばAnderson [2002] pp.127-130、McGivern [2002] pp.152-153、あるいはO’Conner [2004] pp.260-261 参照。

¹⁰² Marco Bronckers and Naboth van den Broek, “Trade Retaliation Is a Poor Way to Get Even.” *Financial Times*, June 24, 2004.

¹⁰³ このとき議会は、保護主義的政策の導入により得られる特定圧力団体の限界的な政治的支持が、厚生低下により失う消費者の限界的な政治的支持と等しくなる点をもって、最適な保護水準とする。Grossman and Helpman [2002] pp.178-180.

¹⁰⁴ van den Broek [2003] pp.156-157.

¹⁰⁵ Destler [1995] pp.17-18.

¹⁰⁶ デスラー／オデル [1989] pp.132-133; Charnovitz [2001] pp.813-814; Goldstein & Martin [2000] pp.624-625; Movsesian [2003] p.10.

¹⁰⁷ Koehane et al. [2000] p.476; Movsesian [2003] pp.10-12.

申請したが、著作権法 110 条の撤廃を E C 同様に支持する米国内著作権団体を害することになり、意外性をもって受け止められた¹⁰⁸。しかしながら、著作権法 110 条自体による自己の権利の制約に加えて、著作物の対 E C 輸出に悪影響を生じるとすれば、米国内著作権団体の同法撤廃への圧力はより強いものとなり得たはずである。その意味では E C の選択は合理的であったが、金銭賠償が実施されたことで、同法の撤廃圧力としてそれらを動員する結果に至らなかった。

5.3 無効化・侵害の水準の決定

現行の D S U 第 22 条 2 によれば、D S B 勧告が R P T 内に履行されず、更に代償の提供にも合意できなかった場合、申立国は自身の被る譲許の無効化・侵害と「同等」(同 4) の譲許停止を被申立国に対して実施できる。現行 D S U の譲許停止は懲罰的ではなく、その意味で D S B 勧告の履行促進の機能・目的を認めないとする見解も見られるが¹⁰⁹、前項で見たように、履行の国内過程に着目すれば、譲許停止によって不利益を受ける輸出産業が D S B 勧告履行を推進する圧力となり得る。例えば、30 年戦争の様相を呈した F S C 税制が廃止へ動き出したのも、また不帰責規則の解釈が厳しい批判にさらされ極めて規範意識が低いにもかかわらず、米国が速やかにセーフガードの撤廃に応じるのも、即時かつ実効的な譲許停止の効果であることは明白である。また、同じ知的財産権関係の案件でも、先に見た米国・著作権法 110 条事件ではこのような圧力が生じなかったのに対し、米国・1998 年歳出法 211 条事件ではキューバによる対抗措置の可能性が同法廃止の推進力となっていることが分かる。

しかしながら、現行の運用はある種の「法それ自体」案件の履行の促進に必ずしも資するものではない。先例では、反事実的分析 (counterfactual analysis) が採用され、R P T 満了時点で協定違反措置が存在しないと仮定した場合の貿易額と実際の貿易額を年額ベースで算定し、具体的な貿易額の実損である両者の差を無効化・侵害の水準とし、譲許停止額はこれを越えてはならない¹¹⁰。しかしながら、この方法では譲許停止が十分な履行への圧力にならないことが指摘される¹¹¹。特に「法それ自体」案件では、輸入救済法のように個々の適用がなければ法令の存在自体では具体的に貿易のフローを阻害しない場合があり、その際の実損の計算は極めて困難になる¹¹²。この点、例えば E C ・ホルモン牛肉規制事件のように問題の法令が一律の輸入制限を規定しているケース、また米国・F S C 税制事件のように法令が羈束的に禁止補助金を支出するケースにおい

¹⁰⁸ “Settlement between European Union and United States of WTO Fairness in Music Licensing Case Appears to Have Fallen Apart.” *Entertainment Law Reporter*, Feb. 2002.

¹⁰⁹ Lawrence [2003] pp. 30-36, 92.

¹¹⁰ E C ・ホルモン牛肉規制事件譲許停止仲裁裁定 (米国) (WT/DS26/ARB) paras. 38-41.

¹¹¹ Charnovitz [2001] p. 823; Lawrence [2003] p. 31.

¹¹² Jackson [2004] pp. 121-122; Lawrence [2003] p. 9.

ては、法令の存在が即時に貿易を阻害するため上記のような適用との乖離は発生せず、同様の問題は起きない。

この問題が顕在化したのが米国・1916年AD法事件であり、申立国であるECは「法それ自体」の違反による無効化・侵害の金額ベースでの提示は困難として、ミラーアクトを申請した。裁定は単にミラーアクトの導入という「質的に同等」(“qualitatively equivalent”)な譲許停止をもって同等の譲許停止とは見做せず、あくまでECが受けた無効化・侵害を「数量的または金銭的に」(“in numerical or monetary terms”)確定し、それを上限としてミラーアクトが適用できることを示した¹¹³。その上で同裁定は、あくまで計算は「信頼できかつ検証可能な情報」(“credible, verifiable information”)に基づくべきものとし、法令の存在そのものがもたらす萎縮効果および訴訟費用は、実証が困難または不十分であることから算入が認められなかった¹¹⁴。他方、同裁定は「法それ自体」の違反がもたらす無効化・侵害を動的にとらえ、ECは今後の米国による1916年AD法の個別適用を加算して可変的に譲許停止額を調整でき、被申立国がそれに対して異論がある場合、自らの責任で適切な紛争解決に付託すべきことを明示した¹¹⁵。続く米国・バード法事件譲許停止仲裁も、同様に法そのものの存在ではなく適用ベースの無効化・侵害水準の算定を継承した¹¹⁶。しかしながら、譲許停止水準は適用に応じて動的に可変であること、また問題があれば被申立国が紛争解決手続に付託すべきことを述べた点も、米国・1916年AD法事件譲許停止仲裁裁定と同様である¹¹⁷。

この判断はWTO協定違反の国内法令の適用を将来にわたって防ぎ、問題の法令が改廃されなくとも、実質的に死文化させる効果を狙った判断である。この点につき、「法それ自体」案件の履行の特性を勘案し、現行のDSU第22条から可変的な譲許停止の概念を引き出したことは評価できる。しかし、特に米国・バード法事件譲許停止仲裁裁定にもかかわらず、将来の譲許停止額の調整手続につき現行のDSU第22条は必ずしも明確でない。また、可変的譲許停止は、特に1916年AD法のように法の解釈・適用の主体が行政府ではない場合(完全に独立した司法判断、しかも民事)、譲許停止のイ

¹¹³ 米国・1916年AD法事件譲許停止仲裁裁定(WT/DS136/ARB) paras. 5. 21-5. 34。

¹¹⁴ 同上 paras. 5. 54-5. 79。ただし仲裁人は、萎縮効果についてECが十分な数量化を行わなかったことにより算入しないと述べているに過ぎず、一般的にかかる要因が勘案されないと判断したものではない。この点は、訴訟費用が協定内に算入の根拠を持たないとされたことと大きく異なり、萎縮効果については、数量化のいかんでは無効化・侵害に算入できる可能性を示唆したとも理解できる。同上 paras. 5. 69, 5. 76。

¹¹⁵ 同上 paras. 6. 14-6. 17, 7. 8-7. 9。

¹¹⁶ 例えば米国・バード法事件譲許停止仲裁裁定(日本)(WT/DS217/ARB/JPN) paras. 3. 50-3. 51, 3. 59-3. 67。本件では経済モデルを用いた分配金の輸入代替効果を算定した。この点、米国・1916年AD法事件では、仲裁人は無効化・侵害算出の基礎と確定的損害賠償および和解金もたらす通商阻害効果について検討しておらず、この点において本件の分析のほうがより経済学的に合理性のある判断である。同上 paras. 3. 80-3. 151 参照。

¹¹⁷ 同上 paras. 4. 20-4. 27。手続的には、米国・1916年AD法事件の判断に加え、申立国である日本に毎年の譲許停止額のDSBへの申請義務を明示的に課した。同上 para. 5. 4。

ンパクトや国際協定への適合性に鑑みた適用の政策的な自重を期待できない。かかる個別適用が多少累積してそれに基づく譲許停止が行われても、法の撤廃を議会に促す圧力としては不十分であるが、個別企業ベースでは被害は甚大となる¹¹⁸。

現行の実損ベースの対抗措置額算定が不十分とすれば、譲許停止額を懲罰的に増額する解釈と運用が求められる。この点につき、カナダ・航空機輸出補助金事件（Ⅱ）譲許停止仲裁の判断が注目される。本件においてカナダは仲裁人に対して禁止補助金の回収の意思がないことを明言した。これに対し仲裁人は、譲許停止の目的として「遵守に至らしめる」（“to induce compliance”）ことを強調し、ある種の不履行については譲許停止額の加算要因となり得ると述べた¹¹⁹。そのうえで、このカナダの不履行表明に着目し、その姿勢の再考を促すべく、補助金支出額に依拠して計算した金額に 20% 上乗せした譲許停止額を設定した¹²⁰。

しかしながら、このような譲許停止額の懲罰的上乗せの法理を一般化することには、課題は多い。本件仲裁裁定では譲許停止の目的として遵守に至らしめることを強調したが、譲許停止には基本的に懲罰的な性質はないとの理解には争いがなく¹²¹、DSU 第 22 条の譲許停止の主たる目的を譲許バランスの回復と見る見地からは、このような解釈には異論がある¹²²。更に、このような解釈を可能ならしめたのは、ひとえに本件固有の事情によるところが大きい。すなわち、本件では明示的に一加盟国の総意（一部局の意見でなく）として悪意（*mala fides*）の条約不履行の表明があった¹²³。また本件は禁止補助金の案件であり、補助金協定第 4.11 条は通常の紛争の履行とは異なり、「遅滞なく」（“without delay”）DSB 勧告を履行することを被申立国に義務づけており、DSU よりも厳格な履行義務を課している¹²⁴。

他方、本件仲裁人は 20% の懲罰的加算を行っているが、加算 20% の根拠につき説明がなく、恣意的との批判は免れない¹²⁵。ヒュデックは EC・バナナ輸入制度事件譲許停止仲裁裁定に触れ、停止額の算出は厳密さに欠けるが、中立的な第三者機関の評価として当事国内の利害関係者を納得させる程度に客観性があり、それらに関係者が受け入れる以上、政治的には十分であると評価した¹²⁶。しかしながら、判断の正当性と被申立国

¹¹⁸ 前掲注 24 および本文対応部分参照。

¹¹⁹ カナダ・航空機輸出補助金事件（Ⅱ）譲許停止仲裁裁定（WT/DS222/ARB）paras. 3. 103-3. 104.

¹²⁰ 同上 paras. 3. 106-3. 107, 3. 121。仲裁人はかかる解釈の根拠を、条約法条約に規定される条約の誠実遵守義務（第 26 条）、不遵守の理由としての国内法の援用禁止（第 27 条）、および DSU における勧告遵守の優先（第 22 条 1）、補助金協定に規定される遅滞のない禁止補助金の廃止（第 4.7 条）に求めた。同上 paras. 3. 104-3. 105。

¹²¹ EC・バナナ輸入制度事件譲許停止仲裁裁定（WT/DS27/ARB）paras. 6. 3。

¹²² Palmetier and Alexandrov [2002] p. 665.

¹²³ ただし、例えば協定違反の法令につき、撤廃されないばかりか、引き続き適用される場合などは、悪意の不遵守は推定できるように思われる。

¹²⁴ Mavroidis [2000] pp. 812-813.

¹²⁵ Lawrence [2003] p. 58.

¹²⁶ Hudec [2000] pp. 390-391.

の受け入れ可能性に鑑み、算定の厳密さが常に不問となることを期待するのは、楽観的に過ぎる¹²⁷。とりわけ懲罰的性格を帯びた加算は被申立国にはそもそも政治的に受入れ難く、特に本件のように十分な根拠も示されないとすれば、仲裁の結果に対する正当性を一層危うくする¹²⁸。

過去の日米摩擦における独禁法・輸入救済法による法的妨害 (legal harassment) の経験からしても、協定違反法令の存在自体が相当の貿易抑止効果を有する¹²⁹。よって、特に「法それ自体」案件における実効的な遵守確保には、通商上の効果を基礎とした現行の無効化・侵害概念の解釈を改めることが望まれる¹³⁰。しかし先例が示すとおり、具体的なデータを用いて、このような困難な計算を説得力をもって行うためには、克服すべき課題は少ない。

仮に譲許停止額の算定方法を変えることが困難であるとするれば、品目の選定次第でその被申立国への政治的インパクトは異なることに着目し¹³¹、より広く被申立国内の輸出産業に不利益を及ぼし、一層大きな履行推進の圧力となる方式を採用することが望ましい。その意味では、米国が既に採用しているカルーセル方式の譲許停止¹³²は、譲許停止対象品目を定期的に入れ替えて不利益を受ける産業の範囲を広げることができ、この目的に資する。また、カルーセルでなくとも、広範囲の産業に譲許停止による不利益の可能性を示唆する点では、E Cが米国・F S C税制事件で行ったように¹³³、予め譲許停止の対象品目を例示的に広く提示しておくことも類似の機能を有する¹³⁴。

6. D S U交渉と「法それ自体」案件の履行

以上のように現行D S Uの履行制度は、「法それ自体」案件固有の事情に鑑みて、被たとえパネル・上級委員会が妥当な司法判断を下したとしても、現状では国内の政治的合議体に十分な履行促進の圧力を生むメカニズムが組み込まれていない。D S Uについては現在進行中のドーハ・ラウンドの一環として改正交渉が行われているが、最後に本稿の問題関心に鑑みて提出された関係諸提案にコメントし、政策提言に代えるものとした。

まずR P Tの算定については、特段の提案は行われていない。先に述べたように、「法そ

¹²⁷ McGivern [2002] p. 151.

¹²⁸ 現にカナダはその後のD S B通常会合で、この点について警鐘を發し、米・E Cがこれに同調している。Minutes of Meeting Held in the Centre William Rappard on 18 March 2003, WT/DSB/M/145, paras. 47-49 (May 7, 2003).

¹²⁹ 松下 [1983] pp. 167-178.

¹³⁰ Charnovitz [2004] pp. 163-164.

¹³¹ Lawrence [2003] pp. 53-54.

¹³² 19 U. S. C. § 2416(B) (2) (b).

¹³³ Notice relating to the WTO Dispute Settlement Proceeding concerning the United States Tax Treatment of Foreign Sales Corporations (FSC) - Invitation for Comments on the List of Products that Could Be Subject to Countermeasures, 2002 O. J. (C 217) 2.

¹³⁴ デスラー／オデル [1989] pp. 239-241; Movsesian [2003] pp. 10-11.

れ自体」案件ではRPTがより長期に認められる傾向にあるが、加盟国にはこれを制限する意見は見られない。ただし、特に「法それ自体」案件について言えば、履行手段の選択に関する裁量にEC・ホルモン牛肉規制事件仲裁裁定によって示された制約を課することで対応できることは既に述べた。また、この目的のために、仲裁人の履行手段の協定整合性に関する審査権限を再確認する必要があることも、既述のとおりである。

他方、金銭賠償については、エクアドルが代償の一形態として提案している¹³⁵。譲許停止がDSB勧告の履行に結実しない状況において、被申立国の救済の観点からは一定の意義はあるにしても、ことさら「法それ自体」案件の履行促進の観点からは望ましくないことは、先に述べたところである。

譲許停止については、途上国を中心に、「法それ自体」案件のみならず一般的に強化しようという提案は少なくない。例えば、EC、韓国、エクアドル、メキシコが無効化・侵害水準の決定の前倒しを提案しているが、特にメキシコ案ではパネル中間報告後までこの決定が早められている¹³⁶。また、2003年5月の議長案（現時点で最新の合意案）も、RPT満了前でも譲許仲裁を実施できる改正を含んでいる¹³⁷。こうした前倒しは、履行段階の早期、場合によってはそれ以前に具体的に譲許停止・代償提供の規模を明らかにし、履行促進の圧力を被申立国内に生むことを目的としている。しかし額の明確化だけでは、5.3に指摘した法令の存在と適用に乖離がある協定違反法令については撤廃の圧力とならない。とりわけ、譲許停止額が少額である場合、事前にこれを示すことはかえってDSB勧告履行を遅らせるシグナルとなる懸念がある。

したがって、懲罰的に譲許停止額を増額することが必要となるが、この点についてはメキシコの遡及的な譲許停止額の算定および譲許停止の権利譲渡、途上国グループおよびアフリカ諸国グループの集団対抗措置が同様の考え方に立つ提案である¹³⁸。また日本は、対米案件の経験に鑑み、特に「法令それ自体」の違反について、将来の適用可能性や過去の適用頻度に基づく譲許停止額の算定を提案した¹³⁹。しかしながら、これらについては現行DSUの譲許停止に関する基本原則を大きく変更することから、加盟国の広い支持が得られず、実現の見込みはない。

最後に、先に言及したカルーセルは、現行DSU（特に第22条4）適合性は明確でなく¹⁴⁰、米・EC間で見解が対立しているものの¹⁴¹、現行DSUに明確にこれを制限す

¹³⁵ エクアドル提案 (TN/DS/W/33, Jan. 23, 2003)。

¹³⁶ メキシコ提案 (TN/DS/W/40, Jan. 27, 2003)、エクアドル提案 (TN/DS/W/33, Jan. 23, 2003)、韓国提案 (TN/DS/W/35, Jan. 22, 2003)、およびEC提案 (TN/DS/W/1, Mar. 13, 2002)。

¹³⁷ バラシュDSB特別会合議長案 (TN/DS/9, June 6, 2003)。

¹³⁸ ケニアほかアフリカ諸国グループ提案 (TN/DS/W/42, Jan. 24, 2003)、ハイチほか途上国グループ提案 (TN/DS/W/37, Jan. 22, 2003)。

¹³⁹ 日本提案 (TN/DS/W/32, Jan. 23, 2003)。

¹⁴⁰ Mavroidis [2004] p. 71.

¹⁴¹ カルーセル式譲許停止をめぐる紛争についてはFord [2002]参照。ECは同条項について、DSU、ガット違反等を理由に協議要請を行っている。United States - Section 306 of the Trade

る規定は見られない。カルーセルを採用する米国はこれを協定整合的であるとの前提からDSU交渉において特に何らかの提案を行っていないが、他方で明確なカルーセル制限の提案が提出されている¹⁴²。現時点での議長案では、後者に対応するように、譲許停止申請に際して停止する譲許の例示的リストの提出を求める可能性を示唆しており¹⁴³、カルーセル制約の方向に加盟国全体としては傾いていることを示すものと理解できる。

(2005年2月15日脱稿)

Act of 1974 and Amendments Thereto: Request for Consultations by the European Communities, WT/DS200/1, G/L/386, (June 13, 2000).

¹⁴² タイ・フィリピン共同提案 (TN/DS/W/3, Mar. 21, 2002)。

¹⁴³ バラシュDSB特別会合議長案 (TN/DS/9, June 6, 2003)。

引用文献一覧

Adams, Ashley C. [2002] “Section 211 of the Omnibus Appropriations Act: The Threat to International Protection of U.S. Trademarks.” *North Carolina Journal of International Law and Commercial Regulation* 28: 221-246.

Anderson, Kym [2002] “Peculiarities of Retaliation in WTO Dispute Settlement.” *World Trade Review* 1: 123-134.

Charnovitz, Steve [2001] “Rethinking WTO Trade Sanctions.” *American Journal of International Law* 95: 792-832.

----- [2004] “Recent Developments and Scholarship on WTO Enforcement Remedies.” In Julio Lacarte and Jaime Granados eds. *Inter-Governmental Trade Dispute Settlement: Multilateral and Regional Approach*. Cameron May.

Destler, I. M. [1995] *American Trade Politics*. 3rd ed. Institute for International Economics.

デスラー、I・M/ジョン・S・オデル（長尾悟/信田智人訳）[1989] 『反「保護主義」勢力：アメリカの貿易政治における圧力の変化』ジャパンタイムズ社。

Dinan, Donald R. [2003] “An Analysis of the United States-Cuba ‘Havana Club’ Rum Case before the World Trade Organization.” *Fordham International Law Journal* 26: 337-376.

DiSalvo, Nicole [2004] “Let’s Dump the 1916 Antidumping Act: Why the 1994 GATT Provides Better Price Protection for U.S. Industries.” *Vanderbilt Journal of Transnational Law*: 37: 791-826.

Ehlermann, Claus-Dieter [2002] “Tensions between the Dispute Settlement Process and the Diplomatic and Treaty-making Activities of the WTO.” *World Trade Review* 1: 301-308.

European Commission [1998] *Report to the Committee Established under Article 7 of Council Regulation (EC) No 3286/94 (Trade Barriers Regulation): Examination Procedure Regarding the Licensing of Music Works in the United States of America*. I. E. 3. /JVE D(97). European Commission.

Ford, Rosemary A. [2002] “The Beef Hormone Dispute and Carousel Sanctions: A

- Roundabout Way of Forcing Compliance with World Trade Organization Decisions.” *Brooklyn Journal of International Law* 27: 543-573.
- Franck, Thomas M. [1988] “Legitimacy in the International System.” *American Journal of International Law* 82: 705-759.
- Garcia Molyneux, Candido Tomas [2001] *Domestic Structures and International Trade: The Unfair Trade Instruments of the United States and the European Union*. Hart Publishing.
- Goldstein, Judith L., and Lisa L. Martin [2000] “Legalization, Trade Liberalization, and Domestic Politics: A Cautionary Note.” *International Organization* 54: 457-488.
- Grossman, Gene M., and Elhanan Helpman [2002] *Interest Group and Trade Policy*. Princeton University Press.
- Henkin, Louis [1996] *Foreign Affairs and the U.S. Constitution*. 2nd ed. Oxford University Press.
- 廣瀬淳子 [2004] 『アメリカ連邦議会—世界最強議会の政策形成と政策実現』 公人社.
- Horlick, Gary N. [2002] “Problems with the Compliance Structure of the WTO Dispute Resolution Process.” In Daniel L. M. Kennedy and James D. Southwick eds., *The Political Economy of International Trade: Essays in Honor of Robert E. Hudec*. Cambridge University Press.
- Hudec, Robert E. [2000] “Broadening the Scope of Remedies in WTO Dispute Settlement.” In Friedl Weiss ed. *Improving WTO Dispute Settlement Procedures: Issues and Lessons from the Practice of other International Courts and Tribunals*. Cameron May.
- Hughes, Valerie [2004] “Arbitration within the WTO.” In Ortino and Petersmann eds. [2004].
- Jackson, John H. [2004] “International Law Status of WTO Dispute Settlement Reports: Obligation to Comply or Option to ‘Buy Out’ ?” *American Journal of International Law* 98: 109-125.
- Kaldes, Peter J. [2001] “Rum Wars: The Transatlantic Battle over Section 211.” *Journal of Law and Commerce* 20: 261-284.

川瀬剛志／荒木一郎（編） [2005] 『WTO紛争解決制度における履行問題』三省堂（近刊）。

Keohane, Robert O., Andrew Moravcsik and Anne-Marie Slaughter [2000] “Legalized Dispute Resolution: Interstate and Transnational.” *International Organization* 54: 457-488.

草野 厚 [1992] 「議会」阿部 齊（編）『アメリカの政治－内政の仕組みと外交関係』弘文堂。

Lawrence, Robert Z. [2003] *Crimes & Punishments?: Retaliation under the WTO*. Institute for International Economics.

Leebron, David W. [1997] “Implementation of the Uruguay Round Results in the United States.” In John H. Jackson and Alan Sykes eds. *Implementing the Uruguay Round*. Oxford University Press.

松井茂記 [2004] 『アメリカ憲法入門（第5版）』有斐閣。

松下満雄 [1983] 『日米通商摩擦の法的論点－紛争事例分析』有斐閣。

Mavroidis, Petros C. [2000] “Remedies in WTO Legal System: Between a Rock and Hard Place.” *European Journal of International Law* 11: 763-813.

----- [2004] “Proposals for Reform of Article 22 of the DSU: Reconsidering the ‘Sequencing’ Issue and Suspension of Concession.” In Ortino and Petersmann eds. [2004].

McCluggage, Laura A. [2000] “Section 110(5) and The Fairness in Music Licensing Act: Will the WTO Decide the United States Must Pay to Play?” *IDEA: The Journal of Law and Technology* 40: 1-48.

McGinnis, John O., and Mark L. Movsesian [2000] “The World Trade Constitution.” *Harvard Law Review* 114: 551-605.

McGivern, Brendan P. [2002] “Seeking Compliance with WTO Rulings: Theory, Practice and Alternatives.” *The International Lawyer* 36: 141-157.

Monnier, Pierre [2001] “The Time to Comply with an Adverse WTO Ruling: Promptness with Reason.” *Journal of World Trade* 35: 825-845.

Movsesian, Mark L. [2003] “Enforcement of WTO Rulings: An Interest Group Analysis.” *Hofstra Law Review* 32: 1-21.

Naiki, Yoshiko [2004] “The Mandatory Discretionary Doctrine in WTO Law: The US-Section 301 Case and Its Aftermath -- The Mandatory/Discretionary Doctrine in WTO Law.” *Journal of International Economic Law* 7: 23-72.

O’ Connor, Bernard [2004] “Remedies in the World Trade Organization Dispute Settlement System -- The Bananas and Hormones Cases.” *Journal of World Trade* 38: 245-266.

Ortino, Federico, and Ernst-Ulrich Petersmann eds. [2004] *The WTO Dispute Settlement System 1995-2003*. Kluwer International.

Palmeter, David, and Stanimir A. Alexandrov [2002] “ ‘Inducing Compliance’ in WTO Dispute Settlement” *In* Daniel L. M. Kennedy and James D. Southwick eds., *The Political Economy of International Trade: Essays in Honor of Robert E. Hudec*. Cambridge University Press.

Pauwelyn, Joost [2004] “Proposal for Reforms of Article 21 of the DSU.” *In* Ortino and Petersmann eds. [2004].

Reif, Timothy, and Marjorie Florestal. [1998] “Revenge of the Push-Me, Pull-You: The Implementation Process under the WTO Dispute Settlement Understanding.” *The International Lawyer* 32: 755-788.

Steinberg, Richard H. [2004] “Judicial Lawmaking at the WTO: Discursive Constitutional, and Political Constraints.” *American Journal of International Law* 98: 247-275.

Stirk, J. Daniel [2002] “United States -- Anti-Dumping Measures on Certain Hot-Rolled Steel Products from Japan: Possibilities and Predictions for Compliance with the Appellate Body’s Report.” *Law and Policy in International Business* 33: 683-716.

Tarullo, Daniel K. [2003] “Paved with Good Intentions: The Dynamic Effects of WTO Review of Anti-Dumping Action.” *World Trade Review* 2: 373-393.

United States Congressional Office of Budget (USCBO) [2004] *Economic Analysis of the Continued Dumping and Subsidy Offset Act of 2000*. USCBO. <<http://www.cbo.gov/showdoc.cfm?index=5130&sequence=0>>

United States Trade Representative (USTR) [2004] *2004 Trade Policy Agenda and 2003 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program*.

USTR. <<http://www.ustr.gov/reports/2004.html>>

van den Broek, Naboth [2003] “Power Paradoxes in Enforcement and Implementation of World Trade Organization Dispute Settlement Reports Interdisciplinary Approaches and New Proposals.” *Journal of World Trade* 37: 127-162.

Waincymer, Jeff [2002] *WTO Litigation: Procedural Aspects of Dispute Settlement*. Cameron May.

吉野 孝[1992]「政党および政党制」阿部 齊（編）『アメリカの政治－内政の仕組みと外交関係』弘文堂.